54.51

出願公開又は実用新案登録前に出願が取下げ、放棄若しくは却下され又は拒絶査定が確定している場合の公報の取扱い(特・実・商)

出願公開又は実用新案登録前に出願が取下げ、放棄又は却下され若しくは拒絶 査定が確定している場合には、原則、その公報は発行しないものとする。

ただし、公報発行準備中であって、公報発行を中止することができない場合及び出願公開の請求があったものについてはこの限りでない。

(説明)

出願公開又は実用新案登録前に出願が取下げ、放棄又は却下され若しくは拒絶査定が確定している場合には、既に出願が特許庁に係属していないのであるから、原則、その公報を発行する必要はなく、また出願人にとってもその公報が発行されることは不利益となることが予想されるので、その公報を発行することは極力避けなければならない。

しかしながら、当該出願が既に公報発行の準備中の場合は、一律に公報発行を中止することは公報発行計画上の発行日を遵守できなくなり、全体の作業能率及び定期的な公報発行に非常に大きな影響を与えることとなる。

そこで、当該公報発行が中止可能か否か等を総合的に判断し、公報発行を中止 することができない場合には、そのまま作業を進めることとする。

また、出願公開の請求があったときも直ちに公開準備に入るため、同様に扱う。

(改訂平成23·11)